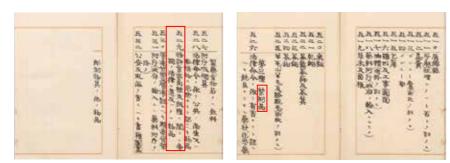
知的財産侵害物品

ここでは、財務省・税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の沿革な どについて、ご紹介します。

--- 沿革

商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物 品(知的財産侵害物品)は、関税法上の「輸入してはならない貨物」、「輸出してはならない貨物」 として、税関の取締対象となっています。この輸入又は輸出してはならない貨物に係る規定は、 社会公共の利益を確保することを目的として現行関税法に規定されているものですが、古くは、 およそ120年前の明治32(1899)年に施行された旧関税定率法に輸入禁制品として規定が あり、当時は特許権、意匠権、商標権及び著作権を侵害する物品が規制対象とされていました(写 真参照)。



明治 32 (1899) 年 関税定率法 (出典:国立公文書館)

その後、水際取締りに係る制度や運用の見直しが順次行われてきたところ、大きな転換点と しては、WTO協定の附属書であるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) を受けた関税定率法の改正(平成7(1995)年1月施行)が挙げられます。この改正で、TRIPS 協定に定められた義務を果たすため、権利者により、輸入を差し止めることを申し立てること ができる制度が導入されました。

もう一つの大きな転換点として、知的財産立国へ向けた取組の開始が挙げられます。平成 14(2002)年に小泉内閣総理大臣(当時)が、知的財産戦略を国家戦略とする旨の施政方針 演説を行い、「知的財産戦略大綱」が決定されました。また、平成15(2003)年には知的財産 基本法が施行され、同法に基づき、内閣に知的財産戦略本部が設置されました。「知的財産 戦略大綱」や、知的財産戦略本部において毎年決定される「知的財産推進計画」に盛り込まれ る施策などに沿って、税関における水際取締りの制度に関してもこれまでに様々な改正が行 われてきたところです。例えば、育成者権侵害物品や不正競争防止法違反物品の輸入禁制品 への追加、輸入差止申立制度の特許権等への対象拡大、特許庁長官や外部有識者(専門委員) への意見照会制度の導入になります。(取締対象範囲の推移については、表1をご覧ください。)

表 1: 知的財産侵害物品に係る関税法等の水際措置導入の推移

	輸入貨物	輸出貨物	通過貨物
明治 32 年~	商標権 著作権 特許権 意匠権		
明治 39 年~	実用新案権		
昭和 45 年~	著作隣接権		
平成7年~	回路配置利用権		
平成 15 年~	育成者権		
平成 18 年~	不正競争 ·周知表示混同惹起品 ·著名表示冒用品 ·形態模倣品	育成者権	
平成 19 年~		商標権 著作権 著作隣接権 特許權 意匠権 実用新案権 不正競争 - 周知表示混同惹起品 · 著名表示冒用品 · 形態模做品	
平成 20 年~			商標権 著作権 著作隣接権 特許権 意匠権 実用新案権 育成者権 不正競争 ,周知表示混同惹起品 ,者名表示冒用品 · 形態模做品
平成 23 年~	不正競争 技術的制限手段無効化装置		
平成 28 年~	不正競争 営業秘密侵害品		

活力ある経済社会を創造された知的財産が、 知 実現するために 締 産 ŋ 侵 0 害物 動 向 П $\Box\Box$ \mathcal{O}

―― 更なる取締りの強化

このように、様々な制度改正が行われてきましたが、この20年余りの間において、輸入される知的財産侵害物品の形態 に大きな変化が生じ、最近はこの変化への対応が重要な課題となっていました。

表2は、税関による知的財産侵害物品の輸入差止件数及び点数の推移になります。件数が特に平成10(1998)年から 平成20(2008)年にかけて増加している一方で、点数はほぼ横ばいで推移しています。平成10(1998)年には1件当たり の点数が約668点であったところ、平成20(2008)年には約36点となり、貨物の小口化の傾向が見られます。この背景に は、越境電子商取引の進展が影響していると考えられます。

越境電子商取引の進展に伴い、日本国内の個人が外国から直接模倣品を購入するケースが増えています。また、知的財 産を侵害すると疑われる輸入貨物が侵害物品に該当するか否かを認定する税関の手続(認定手続)において、輸入者から、 個人使用目的の輸入である旨(自分は事業者ではないから知的財産(特に商標権)の侵害に該当しない旨)の主張がなされ、 当該貨物は知的財産侵害物品に該当しないと税関が認定し、輸入を許可するケースが増えてきました。つまり、国内に輸 入されようとする模倣品を税関が差し止められないケースが増えてきたということになります。

この問題に対し、令和3(2021)年に商標 法及び意匠法が改正され、海外事業者が模 倣品を郵送などにより日本国内に持ち込む 行為が商標権等の侵害行為となることが明 確化されました。これを受けて、これらの行 為に係る物品を水際で取り締まるため、令和4 (2022)年に関税法が改正されたところです。

奇しくも150周年を迎える節目の年に施行 されるこの改正も知的財産侵害物品の水際 取締りに関する大きな転換点になるのではな いかと考えられますが、知的財産侵害物品の 適切な水際取締りを継続すべく、今後も必要 な制度改正などに対応していきます。



